

農用地区域内の農業用施設用地などの利活用に関する意見書

白山市は、かつて小規模経営を中心に畜産が盛んな地域であった。特に松任地域（旧松任市）においては、昭和40年代に市内各所で牛舎が建設され、その敷地の多くが、昭和49年度に策定された市農業振興地域整備計画により、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第4号に規定する農用地区域内農業用施設用地に指定された。

しかしながら、時代の流れとともに高齢化や後継者不足により酪農家の廃業が進み、その大半の牛舎が現在は利用されておらず、取り壊すにおいても多額の費用が生じることから放置されているのが実態である。

その背景として、同法第13条第2項に規定する農用地区域からの除外の要件及び第15条の2第1項に規定する農用地区域内における開発行為の制限による土地利用の規制があり、廃業した牛舎をはじめとする農業用施設などの跡地の利活用については、所有者や不動産業者からの転用に関する相談が寄せられているものの、当該用地は前述の規定により他の用途に転用することができないのが現状である。

よって、国におかれては上記の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 農用地利用計画における用途区分指定より一定の年数を経過した農業用施設用地については、法第10条第3項に規定する土地に該当しないものとする。
- 2 農用地区域内における建築物等の新築、改築若しくは増築については、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、法第15条の2第1項に規定する許可を不要とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

白山市議会議長 北 嶋 章 光